

野焼きや火の不始末による火災が多発しています!

野焼きの火が強風にあおられ、付近の枯草や落葉に燃え移り住宅が燃える火災が発生しています。また、消したはずの火が再燃し付近の可燃物に燃え移る火災も発生しています。県内外においても、野焼きから林野に燃え移り林野火災になる事案も発生しています。

廃棄物の野焼きは一部の例外を除き法律で禁止されています。ドラム缶や穴を掘ってのごみ焼却なども同様の行為です。

なお、消防署への「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出」は、野焼きの許可ではありません。

野焼きの例外

▽農林業や漁業のため、やむを得ず行われる軽微な焼却

▽日常生活で通常行われる軽微な焼却（キャンプファイヤーなど）

▽風俗習慣上、または宗教上の行事を行うため必要な焼却（どんど焼きなど）
※例外であってもビニールなど、有害物質を発生するものの焼却は禁止です

平成23年から10年連続して 「焼却の火」を原因とする火災が第1位

野焼き及び火の不始末による火災を防止するため、
皆様のご協力をお願いいたします。



「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出」問い合わせ
中央消防署 0278-24-1734 東消防署 0278-56-2300
西消防署 0278-64-0002 北消防署 0278-72-4349